

自治体担当者のための
強度行動障害・高次脳機能障害
支援体制整備のすすめ方 簡易版

01 事例集 簡易版について

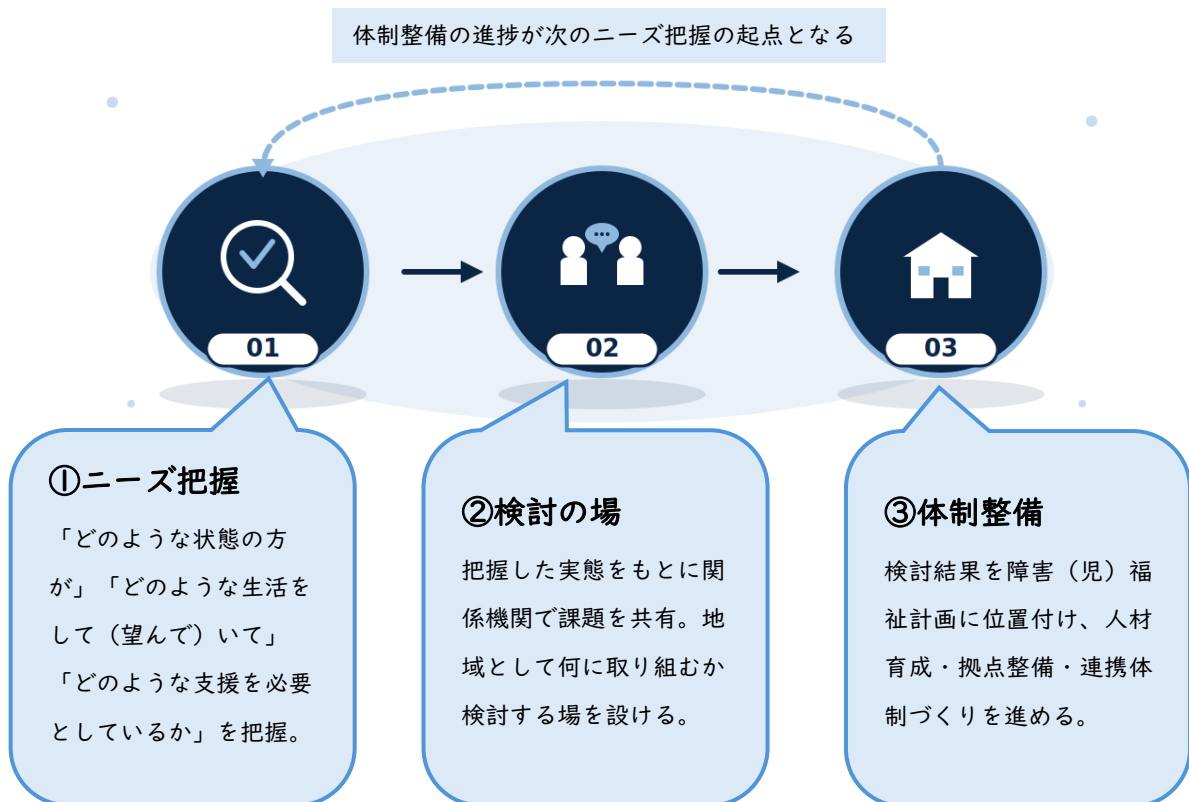
障害福祉計画・障害児福祉計画では、第6期計画（2021年度～）以降、強度行動障害の状態にある方および高次脳機能障害を有する方への支援体制の充実が求められています。第8期・第4期（※）計画（2027～2029年度）に向けて、各自治体の取り組みをさらに進める必要があります。（※）障害児福祉計画においては、第4期より強度行動障害の状態にある児への支援体制の充実を成果目標に設定しています。

一方、自治体担当者からは「何を把握すればよいのか分からない」「どこから始めればよいのか」という声が多く聞かれます。本リーフレットは、全国の都道府県・市町村における取り組み事例をもとに、自治体規模に応じた支援体制を整備いただくための参考資料をコンパクトにしたものです。

（※）簡易版で紹介している事例詳細の内容は事例集や分担研究報告書をご参照ください。都道府県は大文字、市区町村は小文字のアルファベットで標記し、事例集の表記と対応しています。

02 全体像 | 3つのSTEPで進める

支援体制整備は、「ニーズ把握」「検討の場」「体制整備」の3つのステップを循環させながら進めます。各ステップは独立したものではなく、相互に連動しています。一度きりの取り組みではなく、ニーズ把握から体制整備までを循環させ、定期的に見直すことが重要です。



★ニーズ把握（対象者数の報告）で終わらせずその先へつなげていくことが重要

03 自治体担当者のためのセルフチェック

まず現状の点検を行いましょう。すべての項目を満たすことを目指すよりも、地域の状況にあわせて重点的に取り組む項目を絞り込むことが現実的です。年度ごとの進捗確認に用いるのも効果的です。

STEP 01 ニーズ把握

- 両障害（強度行動障害・高次脳機能障害）について、地域の対象者数を把握できている
- 本人・家族のニーズと、社会資源（シーズ）の両方を把握できている
- 自治体規模に応じた調査手法（インタビュー／アンケート／既存データ活用）を選択できている
- 既存の障害支援区分認定調査データなど、既に保有しているデータの活用を検討している

STEP 02 検討の場

- 自立支援協議会等で、両障害について検討する場（部会等）が設置されている
- 障害福祉以外の関係部署（児童・教育・医療・就労等）が参画している
- 事業所・現場の支援者の声を反映する仕組みがある
- 当事者・家族の声を取り入れる方法を検討している

STEP 03 体制整備

- 障害福祉計画に、把握方法・指標が記載されている
- 人材育成・拠点整備・医療福祉連携の方針が計画に位置づけられている
- 広域的支援人材・中核的人材育成研修修了者の活用方針がある
- 児童期からの予防的支援について、教育部門と連携する仕組みがある

04 STEP 01 | ニーズ把握のすすめ方

「ニーズ」と「シーズ」の2軸で把握する

実態把握では、ニーズとシーズを同時に把握し、ニーズとシーズの不一致（資源不足地域、空白圏域）を明らかにすることが必要です。

ニーズ把握（本人・家族）	シーズ把握（社会資源）
<ul style="list-style-type: none">◆ 対象者数◆ 住まいの場・年齢層◆ 利用中のサービス◆ 困りごと・支援ニーズ◆ 緊急対応の必要性	<ul style="list-style-type: none">◆ 事業所数・加算取得状況◆ 中核的人材の配置状況◆ 研修修了者数・配置先◆ 協議の場の有無◆ 相談支援体制・医療機関

自治体規模に応じた調査手法の選び方

把握の手法には、大きく分けて「インタビュー調査」と「アンケート調査」の二つがあります。自治体の人口規模や行政構造によって、向き不向きがあります。それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、自治体の実情に合った手法を選択することが重要です。また既存のデータを活用し対象者を抽出することも可能です。

インタビュー調査

アンケート調査の調査項目の設計が難しい内容などを明らかにすることに適している。

アンケート調査

数値で把握できるものについて、集計をすることができ、全体的な傾向を示すことができる。

既存データの活用

強度行動障害の場合、広域連合や認定審査会の審査データから、行動関連項目10点以上の対象者（児）を抽出する。新たな調査を実施する必要がないが、本人・家族の困りごとや支援ニーズを詳細に把握することができない。



05 STEP 02 | 検討の場の設置

実態把握で得られた情報を、関係機関で共有し、地域として何に取り組むかを話し合う場が「検討の場」です。新たな会議体を立ち上げるよりも、既存の自立支援協議会等を活用することが基本となります。

検討の場づくり 3つのポイント

01

既存協議会の活用

新たに会議を立ち上げず、自立支援協議会の専門部会等を活用する。広域的支援人材や中核的人材育成研修修了者を委員に加えることで、専門性を担保する。

02

関係部署の参画

障害福祉部門だけでなく、児童・教育・医療・就労等の関係部署に参加を呼びかける。とくに高次脳機能障害は医療との連携が不可欠。

03

事業所・現場の声

行政だけで議論せず、生活介護・行動援護・入所施設・相談支援等の現場関係者を参画させる。当事者・家族の声を反映する仕組みも検討する。

Point 強度行動障害は児童期からの早期予防が重要です

強度行動障害は成人期に顕在化することが多いものの、児童期からの予防的介入で状態の重度化を防ぐことができる可能性があります。以下に予防のポイントを示します。

①早期把握

強度行動障害の状態に至る前から、こどもの特性や家族の状況、支援ニーズについて、児童発達支援や放課後等デイサービス、特別支援学校等と連携し早期に把握できる仕組みづくりを目指しましょう。行動上の課題の有無だけでなく、感覚の特性やコミュニケーションの方法、得意・不得意などを丁寧に見立てる視点が重要です。乳幼児健診や就学相談、個別の教育支援計画など、既存の機会でも得られる情報を関係機関で共有し、つなぐ仕組みづくりも有効です。

②教育との連携

特別支援学校・特別支援教育主管課との連携体制の構築のため、検討の場で地域の現状と課題を共有しましょう。強度行動障害状態のある児童生徒への支援に関する研修への教員参加、特別支援学校への実態調査協力など、福祉と教育の双方向の関係づくりが必要です。また、学校卒業後に福祉サービスへ移行する際、在学中の支援内容や有効な環境設定が引き継がれず、支援が途切れることが課題となります。個別の教育支援計画や移行支援会議を活用し、学齢期から成人期へ「引継ぎ」を地域の仕組みとして位置づける事が望まれます。

③計画への位置づけ

障害（児）福祉計画において、児童期の予防的支援を方針として明記しましょう。併せて、児童発達センター等が地域の中核的な役割を担えるよう、人材育成や関係機関との連携の方針を計画に盛り込むことも考えられます。成人期の体制整備と切り離さず、ライフステージを貫く一連の支援として位置づける視点が大切です。

④家族支援とペアレントトレーニング

児童期の支援では、こども本人への関わりだけでなく、日々の子育てを担う家族への支援が欠かせません。家族が孤立せず、こどもの特性に合った関わり方を学べるよう、ペアレントトレーニングや家族向けの相談・学習の機会を地域に用意することが、行動上の課題の重度化を防ぐ重要な手立てとなります。併せて、家族会や親の会等との繋がりを通じて、当事者家族の声を支援体制づくりに反映する仕組みを検討する事も有効です。

06 STEP 03 | 体制整備のすすめ方

検討結果を計画への記載と具体的な施策として実装していきます。とくに「人材育成」「拠点整備」「医療・福祉連携」が重要な柱です。それぞれの柱について、自治体規模に応じた取り組み方を設計することが求められます。

体制整備 3つの柱（詳細）

人材育成	都道府県において実施している強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）研修＝「共通言語の獲得」と捉え、それ以上のスキルアップは支援者間ネットワークによる相互学習に委ねる。支援が困難な事例には、広域的支援人材・中核的人材育成研修修了者を活用する階層的な人材配置が有効。
拠点整備	「拠点を整備すること」を先に決めるのではなく、地域に必要な機能（専門的な受入れ・相談・人材育成・コンサルテーション等）を先に整理し、それを担う主体として基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・グループホーム等をどう活用するかを検討する。広域自治体は集中型支援、中核市・圏域は地域分散型支援というように、規模に応じて機能の配置を設計する。
医療・福祉連携	とくに高次脳機能障害では、急性期医療・回復期リハビリから障害福祉サービスへの「接続」が最大の課題。二次医療圏域ごとの中核医療機関の特定、地域別実践研修の実施等の取り組みが参考になる。

07 まとめ | 支援体制整備に向けて

ポイント1 3つのSTEPを循環させる

「ニーズ把握」「検討の場」「体制整備」の3STEPを循環させましょう。

ステップ1	ニーズ把握	地域の課題を見出す
ステップ2	検討の場	検討の場で共有し、優先順位をつける
ステップ3	体制整備	体制整備を具体化する

さらに、体制整備の進捗を踏まえ次のニーズ把握を行い、3つのステップを循環させる

ポイント2 自治体規模に応じた現実的な選択をする

取り組みの正解は一つではありません。自治体の特徴や強みを踏まえ、現実的に持続可能な方法を選び取りましょう。

ポイント3 「少しの工夫」から持続可能な取り組みへ

最初から完璧を目指す必要はありません。いま手元にある資源を少し工夫することから始めることが、持続可能な取り組みの第一歩となります。ぜひ、下記の全国の事例を参考にしてください。

10 全国の取り組み事例 | 強度行動障害

分担研究報告書では、全国の都道府県・市区町村の自由記述の内容を一部紹介しています（分担研究報告書P13～）。ここでは、自治体規模や取り組みのフェーズに応じて紹介します。

都道府県の事例

ニーズ把握についての事例

D 県	データ照合方式	全県で障害支援区分認定調査の行動関連項目 10 点以上の対象者を抽出するデータベース照合方式を導入。
H 県	ニーズ把握	発達障害者支援センターにおいて支援状況アンケートを実施。

検討の場の設置についての事例

G 県	検討会の開催	中核的人材養成研修修了者を含む地域支援関係者による検討会の開催。
-----	--------	----------------------------------

体制整備についての事例

A 県	施設運営 伴走支援	自治体の直営施設で蓄積した支援知見を体系化し、民間事業者へのコンサルテーション事業（年3回・1年間の伴走支援）を実施。市町村における地域実態把握のためのアセスメントツールも開発中。
I 県	教育連携	フォローアップ研修において、困難ケースを抱える事業所にアドバイザー派遣を実施。特別支援教育主管課を通じて学校関係者・管理職に研修参加を呼びかけ、特別支援学校への実態調査でも教育委員会との協働を実現。

市町村の事例

ニーズ把握についての事例

i 圏域 (人口20万人以上)	圏域協議型/ 重層的人材	障害支援区分認定データの照合に加え、訪問留置式アンケートを実施。広域的支援人材を「上位スーパーバイザー」、各法人にアドバイザー人材を1名ずつ育成する「圏域アドバイザー事業」を併設し、国・県・圏域の三層から成る重層的人材育成体制を構築。
q 市 (人口約4万人)	県の事業の 活用	県が実施している強度行動障害者に係る支援事業について事業所に案内することで、事業所で対応している困難事例の有無について把握している。

検討の場の設置についての事例

r 市 (人口約3万人)	各種連携会議の 設置	令和2年度の相談等連絡会にて相談支援専門員より強度行動障がい者を有する方の生活介護サービス、短期入所サービスが使いづらいという課題が提起され、協議会内の部会にて検討を開始した。ご本人の特性に関する「情報不足」という課題が抽出され、令和3年度より「障がい児・者地域支援連携会議」を立ち上げた。学校から事業所への情報提供の場「通称がくふく連携会議」と卒業後の支援の工夫の情報共有や支援の質の向上を目指した「通称ふくふく連携会議」を実施している。
-----------------	---------------	--

<p>z 町 (人口1万人未満)</p>	<p>ワーキングチーム会議の設置</p>	<p>地域生活支援拠点整備等事業の専門的人材の確保・養成等に関し、強度行動障がい支援ワーキングチーム会議を設置し、R7事業所向けに困り感や受け入れ状況を聞くアンケートを実施した。</p>
--------------------------	----------------------	---

体制整備についての事例

<p>x 市 (人口約5万人)</p>	<p>特別支援補助金事業の実施</p>	<p>最重度強度行動障害者特別支援補助金事業を実施しており、当該障害者が指定障害福祉サービスを利用する場合に指定事業所に対して補助金交付している。また、自立支援協議会進路支援プロジェクトチームの中で対象者の状況把握、共有を図り支援に繋げている。</p>
-------------------------	---------------------	--

<p>s 町 (人口約1万人)</p>	<p>事業所への後方支援</p>	<p>事業所の後方支援として基幹相談員や強度行動障害を有する方への支援について委託相談員がケースの支援を行っている。事業所の職員（多職種）に向けて支援の助言、アセスメントの取り方や勉強会等を実施している。また、町内他部署の職員や事業所職員等とケース支援会議開催し支援の情報を共有。</p>
-------------------------	------------------	--

<p>t 町 (人口約1万人)</p>	<p>県の制度を活用した地域移行支援</p>	<p>長期入院をしていた強度行動障がいを持つ者に対し、県の強度行動障がい者サービス利用体験促進事業補助金を活用し、受入可能な入所施設の体験利用を実施した。施設に慣れるまでに時間を要する強度行動障がいの体験利用に関する費用助成の成果もあり、病院を退院し施設入所することができた。</p>
-------------------------	------------------------	--

II 全国の取り組み事例 | 高次脳機能障害

高次脳機能障害は、医療との連携、家族会・当事者会との関係、支援マップ等の情報提供といった、強度行動障害とは異なる切り口の取り組みが特徴的です。

都道府県の事例

ニーズ把握についての事例

<p>l 県</p>	<p>家族会との連携</p>	<p>家族会・当事者会に参加し支援ニーズの把握に努めている。年1回家族会との懇談会を実施。</p>
------------	----------------	---

検討の場の設置についての事例

J 県	医療連携／ 医療圏研修	急性期病院・障害者自立相談支援センター・障害者自立センターを同一敷地に配置した支援拠点を中核に、二次医療圏域ごとの中核的医療機関を軸とする「地域別実践研修」を実施。協議会に高次脳機能障害専門部会を設置。
N 県	関係部署との 連携	他部署との連携は定例会議でなく、相談ケースに応じて就労関係・補助関係の部署と都度連携。

体制整備についての事例

K 県	支援マップ作成	受入可能事業所・医療機関の一覧である「支援マップ」の作成等を実施。
M 県	医療従事者研修	県において、医療従事者向け研修および高次脳機能障害支援者養成研修を実施。

市町村の事例

ニーズ把握についての事例

aa 市 (人口20万人以上)	多機関連携	市として高次脳機能障害者支援拠点を設置。医療機関や福祉事業所等の関係機関と適宜連携することで支援ニーズを把握。
ag 村 (人口1万人)	カンファレンス 開催	県高次脳機能障害支援センターを招き、高次脳機能障害と思われるケースのケアカンファレンスを開催。潜在的な対象者(事故や病気後の離職者等)を特定し、高次脳機能障害支援センターや市区町村へつなぐことが重要。

検討の場の設置についての事例

ab 市 (人口20万人以上)	多機関連携	医療機関、福祉事業所、行政等の関係者で定期的に集まり、辞令共有や支援の検討を実施。
--------------------	-------	---

体制整備についての事例

ae 市 (人口約5万人)	研修開催	自立支援協議会(就労部会)において高次脳機能障害に関する研修(グループワーク)を実施。
af 町 (人口約1万人)	研修周知	相談支援体制の整備として、計画相談支援・障害児相談支援のサービスを担当する相談支援専門員に、高次脳機能障害支援養成研修の受講推薦を実施。
ah 町 (人口1万人未満)	自治体内施設と連携	町内施設と連携し今年高次脳機能障害加算を取得した施設があるため、今後必要に応じたサービスを提供する際に共働で実施していくことが可能。

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画(2027~2029年度)の策定を見据え、本リーフレットが、各自治体の取り組みを一歩進めるための実用的な手がかりとなれば幸いです。先進的な3自治体(大阪府・八王子市・上小園域)の詳細な取り組みについては、分担研究報告書 P46 から詳しく記載していますので、そちらも併せてご参照ください。

支援体制整備は、ひとつの自治体だけで完結するものではありません。国・都道府県・圏域・市区町村が、それぞれの役割を果たしながら、互いに学び合い、補い合うことで、支援を必要とする方々の地域生活がより豊かなものとなっていきます。本事例集が、自治体間の対話と連携のきっかけのひとつとなることを願っています。

令和7年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金

(厚生労働科学特別研究事業)

障害福祉計画・障害児福祉計画における強度行動障害や高次脳機能障害に関する対応状況についての調査研究

研究代表者：相馬大祐 / 分担研究者：縄岡好晴